



千葉県、三菱地所・サイモン株式会社及びUR都市機構の3者で
「災害時における民有地の提供に関する協定」を締結

独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）の呼びかけに応じ、UR都市機構、千葉県及び三菱地所・サイモン株式会社の3者は、自然災害発災時の対応のため酒々井プレミアム・アウトレット駐車場の一部を千葉県が利用出来るような仕組みづくりについて、令和4年11月11日（金）に協定を締結しましたので、お知らせいたします。



写真左から

UR都市機構中島正弘理事長、三菱地所・サイモン(株)山岸正紀社長、千葉県熊谷俊人知事

この取り組みは、UR都市機構が整備・所有し、民間事業者が賃借利用している土地について、大規模な自然災害の発生等の際に公共団体が災害応急対策の活動拠点として活用できるよう、官民が連携した仕組みをあらかじめ取り決めておく、初めての事例となります。

これにより、今後首都直下型地震等による大規模災害が発生した場合に、「広域防災拠点」等を補完する場所としての活用が期待されます。（詳細は別添資料参照）

| | | | |
|--------|--------|---------|---------------------------------|
| 〔問合せ先〕 | UR都市機構 | 災害対応支援室 | TEL 045-650-0939 |
| | | | おおにし けんじ あきもと とおる 大西 謙二、秋元 徹 |
| | | 広 報 室 | TEL 045-650-0887 |
| | | | こしみず よう おおにし たくみ 輿水 鷹、大西 拓己 |

(添付資料)

- ・災害時における民有地の提供に関する協定
- ・官民が連携した災害時におけるUR都市機構所有地の活用について

UR都市機構の歩みは戦後の住宅不足解消に端を発しています。1955年から様々なステークホルダーとともに、時代時代の多様性に即し、安全・安心・快適なまちづくり・暮らしづくりを通して、「人が輝く“まち”」の実現に貢献してまいりました。そしてこれからも、変化する社会課題に挑戦し続けることで皆さまにお応えし、「人が輝く“まち”」づくりに不可欠な存在でありたいと考えております。これまで培ってきた持続可能なまちづくりのノウハウをいかし、都市再生事業・賃貸住宅事業・災害復興支援・海外展開支援に全力で取り組んでまいります。

<https://www.ur-net.go.jp/>



(参考) URが取り組む復旧・復興支援 <https://www.ur-net.go.jp/re/index.html>

(添付資料)

災害時における民有地の提供に関する協定

千葉県（以下「甲」という。）と三菱地所・サイモン株式会社（以下「乙」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、乙が丙から賃借している別表に掲げる土地につき、甲が災害応急対策に当たる部隊の活動拠点として一時的に使用するため、必要な事項を定める。

(協力の要請等)

第2条 甲は、災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙及び丙に対し、別表の中欄に掲げる対象土地のいずれか又は全ての土地（以下「提供土地」という。）の使用の協力を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の要請があった場合は、次条から第6条までに定める事項を踏まえて、協力するものとする。

(用途)

第3条 提供土地の用途は、災害応急対策に当たる部隊の活動に必要な宿営拠点及び車両の駐車拠点のいずれか又は両方とする。

(提供期間)

第4条 提供土地を使用する期間（以下「提供期間」という。）は、甲の災害対策に必要な期間として、3か月以内とする。ただし、乙丙間で締結した提供土地に係る事業用定期借地権設定契約（以下「借地契約」という。）の期間が終了する場合は、その期間内に終了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、解除等により借地契約が終了する場合、提供土地の使用も同時に終了するものとする。

(提供土地の使用料等)

第5条 甲は、乙に対し、提供期間の提供土地の使用料（以下「使用料」という。）を支払うものとする。

2 前項に定める使用料は、提供期間における提供土地の提供期間の属する年度の公租公課（固定資産税及び都市計画税）相当額とし、別に定める式により算出する。

(覚書の交換)

第6条 提供土地の使用に当たり、甲、乙及び丙で別に定める覚書を交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とし、期間満了の3か月前までに甲乙丙のいずれも変更又は解除等の申出が無い場合は同一条件で1年間更新され、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、乙丙間で締結した借地契約が終了した場合には、この協定も同時に失効する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年 月 日

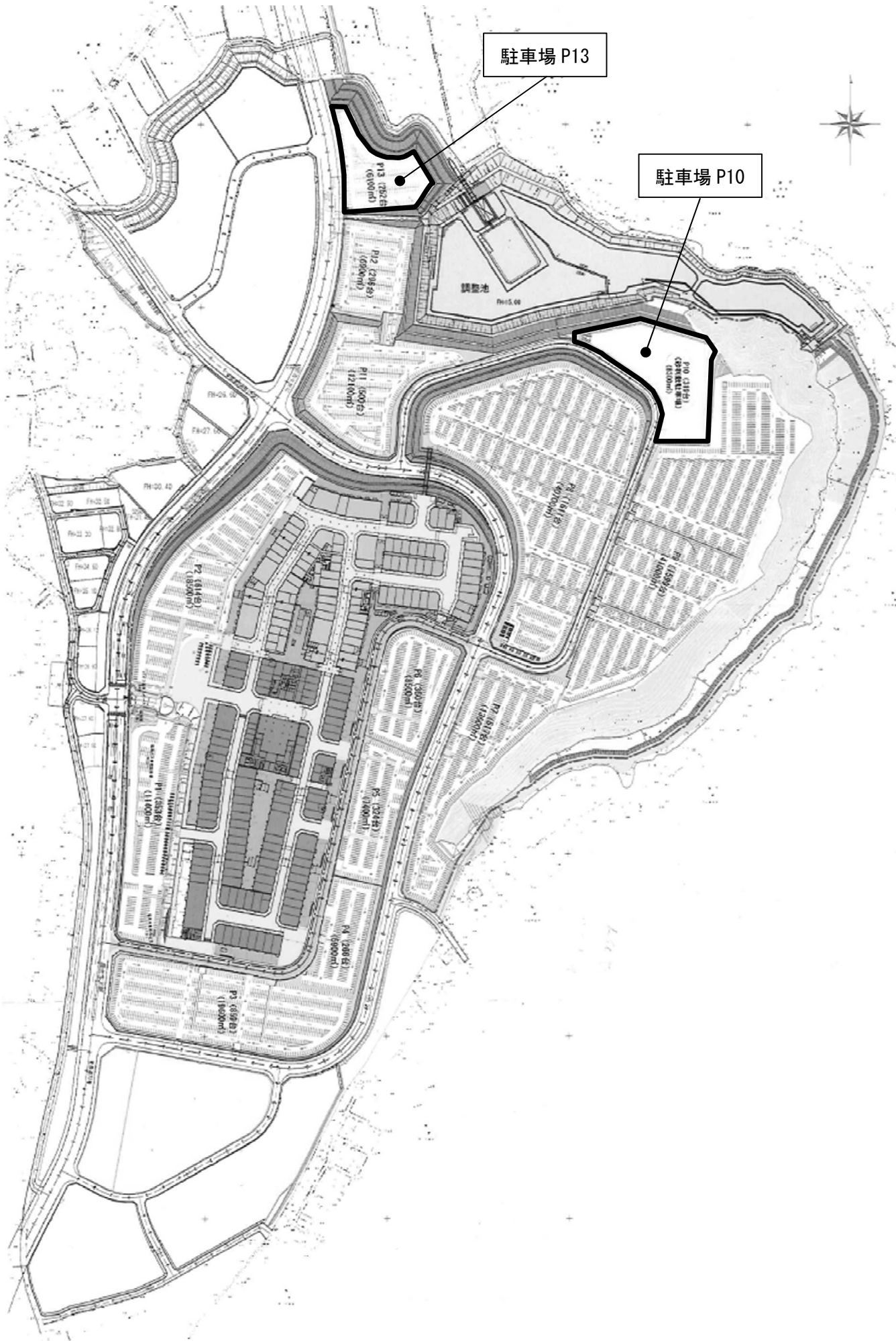
- 甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事
- 乙 東京都千代田区大手町一丁目9番7号
三菱地所・サイモン株式会社
代表取締役社長
- 丙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
独立行政法人都市再生機構
理事長

別表

| 所在 | 対象土地 | 面積 |
|----------------------------|-----------------------|--------------|
| 千葉県印旛郡酒々井町飯積 2-4-1 | 駐車場 P10 (別添図面のとおり) | 8,300 平方メートル |
| 酒々井プレミアム・アウトレット 来客者用駐車場 | 駐車場 P13 (別添図面のとおり) | 6,100 平方メートル |

別添図面

酒々井プレミアム・アウトレット来客者用駐車場 位置図

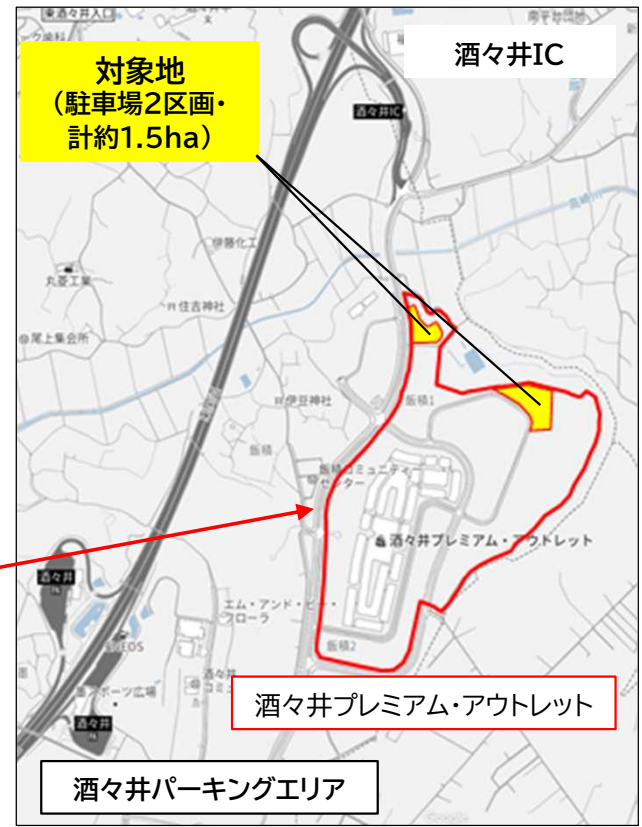


官民が連携した災害時におけるUR都市機構所有地の活用について

【経緯】

- 令和2年度：URのまちづくり事業で整備した所有地を発災時に利活用する仕組みについて千葉県に提案
→千葉県は緊急消防援助隊千葉県大隊等の集結場所として、予め東関東自動車道酒々井パーキングエリア他を指定していたことから、同集結場所と連携可能な場所でのURとの共同検討を開始
- 令和3年度：酒々井南部地区※内のUR所有地を賃借し酒々井プレミアム・アウトレットを運営する三菱地所・サイモン株式会社が、同敷地の一部を活用した防災対応力向上という地域貢献に賛同したため、発災時に速やかに活用できる仕組みの構築に関して三者での検討を開始

【位置図】



※酒々井南部地区

成田空港から約10km（左地図）、東関東自動車道酒々井IC至近の立地・アクセス性を踏まえ、公共施設の整備及び宅地の利便増進を図ることにより、酒々井町の新しい拠点として産業団地を形成するためにURが施行した土地区画整理事業地区（面積：71.7ha）

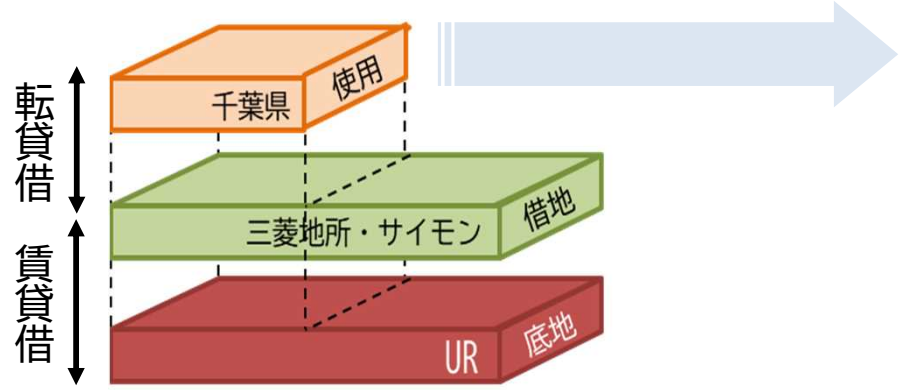
- (主な経緯)
- ・ H10 都市計画決定
 - ・ H20 事業計画認可
 - ・ H23 事業用定期借地権設定契約の締結 (UR、三菱地所・サイモン(株))
 - ・ H25 東関東自動車道水戸線 酒々井IC 開通、酒々井プレミアム・アウトレット開業、換地処分公告

官民が連携した災害時におけるUR都市機構所有地の活用について

【協定の概要】

- 千葉県（以下「甲」）、三菱地所・サイモン株式会社（以下「乙」）、独立行政法人都市再生機構（以下「丙」）
- (目的)
- ・ 災害が発生した場合において、乙が丙から賃借している土地につき、甲が災害応急対策にあたる部隊の活動拠点として一時的に使用する。
- (協力の要請等)
- ・ 甲は、災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙及び丙に対し、対象の土地のいずれか又は全ての土地（以下「提供土地」）の使用の協力を要請する。
- (用途)
- ・ 提供土地の用途は、災害応急対策にあたる部隊の活動に必要な宿営拠点及び車両の駐車拠点のいずれか又は両方とする。
- (提供期間)
- ・ 提供土地を使用する期間は、甲の災害対策に必要な期間として、3か月以内とする。
- (提供土地の使用料等)
- ・ 甲は、乙に対し、提供期間の提供土地の使用料を支払う。

【発災時の土地使用イメージ】



首都直下地震等による大規模災害が発生した場合に、千葉県が災害応急対策にあたる部隊の活動に必要な宿営拠点及び車両の駐車拠点として使用することで、「広域防災拠点」や「緊急消防援助隊の集結場所」の補完機能を担うことが期待されます。